

# 再犯防止推進計画等検討会（令和6年度）

## 議事録

- 第1 日 時 令和7年2月13日（木） 自 午前10時32分  
至 午後 0時03分
- 第2 場 所 法務省20階第一会議室（オンライン併用）
- 第3 議 題 （1）法務省からの報告  
（2）関係省庁からの報告  
（3）意見交換
- 第4 議 事 （次のとおり）

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、定刻となりましたので、令和6年度再犯防止推進計画等検討会を開催いたします。

本検討会の副議長であります、法務省大臣官房政策立案総括審議官の上原でございます。

本日の司会進行を務めます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、オンラインで御出席の方がおられますので、音声聞こえない、画像映らないなどの不具合が生じた場合には、議事の途中でも結構でございますので、挙手機能、チャットなどでお知らせください。また、会場に御出席の方におかれましては、オンラインでの配信の都合上、御着席いただいたままで御発言をお願いいたします。

なお、本日、有識者委員であります堂本委員及び和田委員におかれましては、所用により御欠席となっております。

それでは、本検討会の開会に当たりまして、議長であります高村法務副大臣から御挨拶がございます。

高村副大臣、よろしくお願いいたします。

○高村法務副大臣 おはようございます。

再犯防止計画等検討会の開催に当たり、議長として、一言御挨拶申し上げます。

令和5年3月に第二次再犯防止推進計画が策定されてから、国・地方公共団体・民間協力者の連携をこれまで以上に進め、計画に掲げられた施策を着実に実施してまいりました。

そのような中、令和6年5月に滋賀県大津市の保護司の方が殺害され、その方が担当していた保護観察対象者が殺人容疑で逮捕、起訴される事件が発生しました。更生保護のために大変な御尽力をくださった保護司の方が亡くなられたことは、哀惜の念に堪えません。保護司の方がその職務中に危害を加えられることは、あってはならないことであり、保護司の皆様が安心して活動できる環境の整備に引き続き取り組んでまいります。

また、令和7年6月には、受刑者の特性に応じたきめ細かな処遇の実施により、効果的な改善更生と円滑な社会復帰を図ることを目的とした拘禁刑が導入されます。

再犯防止を推進するに当たっては、これらを含む様々な諸課題がございますので、それぞれの分野で深い知見をお持ちの有識者の方々から御指導、御助言を賜りながら進めていくことが必要です。

本日は、法務省を始め関係省庁から施策の進捗状況について御報告を申し上げた上で、有識者の皆様から忌憚のない御意見を頂きたいと考えています。

簡単ではありますが、以上をもって、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

高村副大臣は、公務のため、退席されます。

それでは、議事を進めさせていただきます。

まず初めに、関係省庁の構成員につきまして、組織改編により一部変更がございましたが、時間の関係もございましたので、お配りしている資料の構成員名簿をもって、御紹介に代えさせていただきます。また、有識者委員の皆様につきましては、前回の会議から変更はござい

ませんので、このまま議事に入らせていただきます。

本日は、各省庁から、第二次再犯防止推進計画に盛り込まれた施策の進捗状況について御報告した上で、有識者委員の皆様から御意見を頂きたいと思っております。

それでは、議事「(1) 法務省からの報告」について、大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長の永井から説明いたします。

**○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長** 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長の永井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、再犯防止をめぐる近年の動向と令和6年度における法務省の取組状況について御報告させていただきます。

お配りしている「資料2-1 法務省配布資料(概要版)」と記載のある資料を御覧ください。

再犯防止をめぐる近年の動向に関し、第二次計画の成果指標の動向について御報告いたします。

まず、刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率についてでございます。

緑色の棒グラフは、刑法犯検挙者中の再犯者数を示しています。平成19年以降一貫して減少しておりましたが、令和5年は、刑法犯検挙者数の増加に合わせて、再犯者数も増加しております。また、ピンク色の折れ線グラフのとおり、再犯者率は、令和2年以降、減少傾向にあります。令和5年は47.0%であり、依然として刑法犯検挙者の約半数が再犯者という状況が続いております。

資料をおめくりいただき、2ページ目を御覧ください。

2つのグラフは、それぞれ出所受刑者の2年以内再入率及び3年以内再入率を示しております。

第二次計画では、2年以内再入率及び3年以内再入率を更に低下させることを目標としておりますが、ピンク色の折れ線グラフのとおり、いずれも着実に低下しております。

資料をおめくりいただき、3ページ目を御覧ください。

まず、左のグラフでございますが、保護観察付全部執行猶予者の再処分者数及び再処分率を示しております。第二次計画で新たな成果指標として掲げたものでございますが、緑色の棒グラフのとおり、再処分者数は減少傾向にございますが、保護観察付全部執行猶予者数も減少しているため、再処分率は、ピンク色の折れ線グラフのとおり、25%前後で推移しております。

次に、右の表を御覧ください。

再犯防止を一層推進する上では、地方公共団体の取組が欠かせませんが、地方再犯防止推進計画の策定数は着実に増加してきております。

資料をおめくりいただき、4ページ目を御覧ください。

続きましては、令和6年度における法務省の取組状況について、御報告いたします。

時間が限られてございますので、本日は、項目を絞って御説明いたします。

まず、地域再犯防止推進事業について御報告いたします。

国と都道府県が取り組む地域再犯防止推進事業につきましては、事業を開始した令和5年度は24都府県で実施していただいたところでございますが、令和6年度は、15団体増えて39都府県で実施していただいております。令和7年度におきましては、現時点では、

全都道府県において実施していただける見込みとなっております。

次に、薬物事犯者に対する入口支援について御報告いたします。

地方厚生局麻薬取締部が実施する再乱用防止対策事業につきまして、現在、この事業と連携している全国9つの検察庁に対して、取組の実施状況や課題についてのヒアリングを実施しました。この事業の拡大を図るべく、引き続き、厚生労働省と協議を行ってまいります。

また、前回の検討会において、有識者委員の皆様から、薬物事犯者を地域社会の様々な支援機関につなげるための入口支援の強化に関する貴重な御意見を頂いたことを踏まえ、現在、再乱用防止対策事業の拡充や、薬物事犯者に対する入口支援の充実・強化策について、厚生労働省や最高検察庁等の関係省庁と協議や検討を進めております。併せて、検察庁と地域社会における支援機関との連携強化を図るため、各都道府県等に設置されている薬物依存症関連の連携会議に、検察庁も構成員として参画することを検討するなど、新たな取組も開始いたしました。

次に、精神障害・発達上の課題を有する受刑者を対象としたモデル事業等について御報告いたします。

令和7年6月に施行される拘禁刑の制度では、受刑者の個々の特性に応じた処遇の充実を図っていくこととしておりますが、取り分け、高齢又は障害のある受刑者に対しては、在所中から出所後まで一貫した支援が必要であるとされております。

これまでも障害特性に応じた処遇・社会復帰支援の充実に向けて取り組んでまいりましたが、新たに、令和6年3月からは、札幌刑務所内において、精神障害を有する受刑者を対象として、令和6年11月からは、大阪刑務所において、発達上の課題を有する受刑者を対象として、それぞれモデル事業を開始いたしました。これらのモデル事業を始め、全国の矯正施設において、地域の福祉関係機関等の協力を得ながら、高齢や障害などの特性に応じた保健医療・福祉サービス等の必要な支援の充実を図っているほか、障害を有する受刑者を釈放後に円滑な福祉サービスの利用につなげるため、障害者手帳の取得促進に向けた取組を行っております。

最後に、持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行について御報告いたします。

保護司の減少傾向や高齢化が進む状況等を踏まえ、令和5年5月からベテラン・若手の現役保護司を含む有識者を構成員とする持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会を開催してきましたが、令和6年10月に報告書が取りまとめられました。

この検討会では、令和6年5月に、滋賀県大津市で保護司が自宅で殺害され、当該保護司が担当していた保護観察対象者が殺人容疑で逮捕、起訴される事件が発生したことを受けまして、保護司の安全確保につきましても、当初の論点に加えて議論していただきました。

報告書には、今後講じていく施策等として、公募の取組の試行、任期の見直し、保護観察官との協働態勢の強化、保護司実費弁償金の充実、国際的な情報発信の一層の推進、保護司の安全確保等の78の施策等が盛り込まれておりまして、今後も、全国の保護司の方々の御意見等に耳を傾けながら、報告書に盛り込まれた内容を踏まえ、これらを着実に進めていくこととしております。

ただいま御報告した各取組の詳細や、それ以外の取組につきましては、「資料2-2 法務省配布資料（詳細版）」と記載のある資料にまとめてございますので、御参照いただきますと幸いです。

法務省からの御報告は以上です。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 続きまして、議事「(2) 関係省庁からの報告」につきまして、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省の順に御説明をお願いします。

では、警察庁からお願いいたします。

○**警察庁生活安全局生活安全企画課生活安全企画官** 警察庁生活安全企画官の奥でございます。

それでは、資料を基に警察庁の取組を3点御報告させていただきたいと思っております。

まず、1ポツは、暴力団離脱・薬物乱用防止等についてです。

警察では、大麻乱用防止のため、SNSや動画配信サイトにおいて、広報・啓発をしているほか、再度の薬物乱用を防止するため、パンフレットを作成し、薬物乱用者やその家族等に配布をしております。

2ポツは、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止でございます。

警察では、16歳未満の子供に対する暴力的性犯罪で服役して出所した者について、犯罪の再発を防止するとともに、犯罪発生時に迅速に対応するため、法務省から出所情報の提供を受けまして、その者の所在確認を行うほか、同意を得た上で面談を行い、再犯防止に向けた必要な助言や支援窓口の紹介等を行っております。

次に、3ポツでございます。

ストーカー・DV加害者に対する指導等でございます。

警察では、令和6年3月からストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象としまして、近況を把握しており、必要に応じて被害者の保護措置を見直すなど、安全確保に向けた取組を推進しております。

4ポツにつきましては、従来から行っている取組ですので、説明は割愛させていただきます。

簡単ではありますが、警察庁からの説明は以上となります。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

続きまして、総務省からお願いいたします。

○**総務省地域力創造グループ地域政策課理事官** 総務省でございます。よろしく申し上げます。

総務省におきましては、第二次計画に基づき、地方公共団体に対して、保護司活動に対する充実した支援が得られるよう働き掛けを行っているところでございます。具体的には、法務省と連携した通知の発出や、総務省で開催する自治体向けの各種会議で、ただいま御覧いただいている資料を用いて、働き掛けを行っているところでございます。

特に今年度については、右の赤枠にございますが、昨年5月の滋賀県大津市での痛ましい事件を受けまして、法務省と一緒に、自宅以外の面接場所の確保について、一層の協力を依頼したところでございます。今後も、引き続き法務省と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

続けて、文部科学省からお願いいたします。

○**文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長補佐** 文部科学省でございます。

文部科学省としては、第二次計画が掲げている7つの重点課題のうち、特に学校等と連携した修学支援の実施等に関する取組を進めております。

具体的には、学校における取組として、いじめ防止のための教育や人権尊重の精神を育むための教育と併せ、非行防止、薬物乱用未然防止のための教育や学校生活を継続させるための本人及び家族等に対する支援、やむを得ず中退する場合の就労等の支援の充実等の取組を推進しております。また、地域における取組として、学校、家庭、地域の連携協働により、地域全体で子供の学びや成長を支える体制の構築、子供、保護者、学校関係者等に対する相談支援の充実、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談、学習支援等の取組を推進しております。

引き続き、これらの取組を推進してまいりたいと思います。

以上で文部科学省からの説明を終わります。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省からお願いしたいと思います。

本日御報告いただく施策の関係で、構成員外でございますが、医薬局監視指導・麻薬対策課から御出席いただいております。説明をよろしくお願いいたします。

○厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長補佐 厚生労働省でございます。

厚生労働省からは、改正大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法が令和5年12月に公布されておりますので、その概要を御報告させていただきます。

まず、改正の趣旨でございますけれども、大麻の医療や産業における適正な利用を図るとともに、大麻の乱用による保健衛生上の危害を防止するために、規制の見直しを行うものとなっております。

1の大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備につきましては、大麻等を麻薬に位置付けることで、大麻草から製造された医薬品の施用等を可能にするものでございます。

2の大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備につきましては、大麻の不正な施用についても、麻向法における麻薬としての禁止規定及び施用罪が適用されることとなります。さらに、今後は、大麻草由来製品に含まれる有害成分のTHCについて、残留限度値を設けて、保健衛生上の危害の発生を防止する措置を講ずることとしております。

最後に、大麻草の栽培に関する規制の見直しに関する規定の整備ですが、改正後は、産業用途で大麻草を栽培する場合は、第一種の免許が必要になり、また、栽培する大麻草についてTHCが一定の基準値以下であることが求められること、大麻草を医薬品の原料として栽培する場合は第二種の免許が必要になること等の規定を設けるものとなっております。

これらの3つの大きな改正事項のうち、1、2、及び3の③の大麻草の研究栽培に関する規定につきましては、今年の12月12日から、また、3の①及び②の大麻草の栽培に関する規定につきましては、今年の3月1日から施行されることとなっております。

私からは以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

続きまして、農林水産省、お願いいたします。

○農林水産省経営局就農・女性課経営専門官 農林水産省でございます。

農林水産省では、農業経営者の方が新しく従業員を雇われたときに、1人当たり年間60

万円を支援するという制度を措置していますが、出所者の方などを雇用する方に対しては、年間60万円を年間75万円にする加算措置というのを従前から行ってきておりまして、そちらを継続して実施をしております。

それから、法務省と厚生労働省と連携をいたしまして、茨城就業支援センターというところで、出所者の方に農業訓練を行って、農業分野での社会復帰支援も行っているところです。こうしたことを、引き続き、実施していきたいと考えております。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

最後に、国土交通省からお願いしたいと思います。

○国土交通省住宅局住宅戦略官 国土交通省でございます。

2つ取組を紹介させていただきます。

1つ目は、施策番号22番に関して、居住支援法人との連携の強化です。

国土交通省では、矯正施設出所者等を含む住宅の確保が困難な方々に対して、入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を設けており、住まいの確保を支援しております。資料の右上を御覧いただきますと、居住支援法人の指定も進んできており、全国で900を超える法人に居住支援をいただいているところです。

2つ目は、施策番号23番に関して、公営住宅の入居における特別な配慮です。

第一次計画の閣議決定に合わせ、国土交通省では、矯正施設出所者等について、公営住宅への優先入居の取扱いが可能である旨の通知を発出し、会議等の場で周知を行っております。

以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

各省の皆様、改めましてありがとうございます。

続きまして、議事「(3)意見交換」に入りたいと思います。

有識者委員の皆様から、これまでの報告等を踏まえまして、御意見を頂戴できればと思います。

大変恐縮ではございますが、時間の都合もございますので、お一人5分程度で御発言していただききたいと思います。御発言は、構成員名簿の掲載順にお願いしたいと思っております。御質問を頂戴しましたら、有識者委員の皆様の御発言が終わった後に、まとめて各省庁からお答えいたします。

なお、宮田委員からは事前に資料を頂いております。資料4としてお配りしておりますので、後でお目通しをいただければと思います。

それでは、川出委員からお願いいたします。

○川出委員 ありがとうございます。

3点、意見と要望を申し上げたいと思います。

第1は、拘禁刑の施行に向けた取組についてです。

御説明がありましたように、拘禁刑の下では、個々の受刑者の特性に応じた処遇の充実を図るものとされており、それを受けて、既に施行前から矯正の現場で様々な取組がなされているところです。

本日の会議には、その取組の一つとして、発達上の課題を持つ受刑者に対する処遇・社会復帰支援のモデル事業に関する資料が配布されております。それと直接関係するわけではあ

りませんが、10年ほど前に、発達障害などによって社会不適合が著しい少年を収容する少年院の見学をさせていただいたことがありました。その際に、教官の方が、収容されている少年に対して、例えば他人との距離の取り方とか、他人と合わせて行動をするといったことをマン・ツー・マンで懇切丁寧に指導されている様子を拝見して、これは、刑務所ではできない、少年院ならではの教育であると思いました。

今回御紹介があったモデル事業は、成人が対象で、かつ若年者に限られているわけではなようですので、私が拝見した少年院での教育とは内容が必ずしも同じではないと思いますが、発達上の課題があるという特性に着目した処遇を行うという発想自体が、恐らく刑務所では初めてのものではないかと思います。ある程度の時間が経ちましたら、これまでの処遇と比べて、どのような成果があったかということをお教えいただければと思います。これが1つ目です。

2つ目は、薬物事犯の再犯防止対策についてです。

これについては、法務省刑事局から、麻薬取締部が実施する再乱用防止対策事業に関する資料が配布されております。こうした取組を拡大していくこと自体は望ましいことであると思いますけれども、ただ、本事業の対象者が増加しているかということ、必ずしもそうではないと伺っています。

恐らく、対象者側が支援を受けることに同意しないということが主たる理由ではないかと思いますが、本来は、検察官が支援が必要だと考え、それを勧めたにもかかわらず、支援を拒否する者にこそ、この種の措置が必要になってくるのだろうと思います。

昨年の会議の際に申し上げたことの繰り返しになりますが、全部執行猶予となることが予想され、かつ、再犯のおそれがある者については、検察官が積極的に保護観察付全部執行猶予を求刑するという運用を進めることを検討していただけないでしょうか。

もちろん、最終的に量刑を決めるのは裁判所ですが、検察官があえてそうした求刑をしたにも関わらず、裁判所が保護観察を付けないという判断をするのであれば、相応の理由を示すはずですので、そのことを通じて、再犯防止に適した薬物事犯の量刑判断が形成されていくことが期待できるように思います。是非、御検討をお願いしたいと思います。

最後は、資料2-1の3枚目にある左の成果指標のグラフについてです。

そこでは、保護観察付全部執行猶予者の再処分量数及び再処分量率が示されています。この成果指標は、保護観察付全部執行猶予者の再処分量率の推移を見ることによって、執行猶予期間中における保護観察の効果を評価しようとするものだと思いますが、ある年の保護観察付全部執行猶予者数と再処分量者は必ずしも一致していません。例えば、ある年の再処分量者が前年に保護観察付全部執行猶予の言渡しを受けたということもあるわけですね。つまり、分子と分母で対象者が必ずしも同じではありません。そうすると、この数字を見ることによって、再処分量率がどれぐらいかということを知ることができるのですが、その推移を見て、執行猶予期間中における保護観察の効果を評価することはできないように思います。

例えば、このグラフによれば、令和4年に比べて令和5年は再処分量率が上がっていますが、だからといって、ここから、令和4年よりも令和5年は保護観察の再犯防止効果が悪化したという評価をすることはできません。保護観察の効果を推移を見たいということであれば、その前のページの出所受刑者の2年以内再入率のように、例えば、ある年に保護観察付全部執行猶予の言渡しを受けた者のうち、2年以内に再処分を受けた者の割合はどれぐらいなの

かの推移を示すようなデータを取る必要があると思います。次期の再犯防止推進計画の策定の際に御検討いただければと思います。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 どうもありがとうございました。

続きまして、幸島委員、よろしく申し上げます。

○幸島委員 幸島でございます。

冒頭、副大臣からもお話がありました保護司の安全確保策についてであります。

昨年5月の大津市での痛ましい事案は、私ども司法関係者にとって大きな衝撃であり、その衝撃は今も続いております。個人的にも面識があった方で、保護司活動はもちろん、社会復帰支援のための地域ネットワークづくりに邁進されていた方でもあり、今も、私自身、戸惑いながら仕事をしております。

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会についての説明をしていただきましたが、報告書に盛り込まれました各種施策の速やかな実行をまずお願いしたいと思います。そして、その経過につきましても、法曹関係者の方々はもちろん、広く国民の皆様方に、迅速かつ的確に伝えていただきたいと思います。マスコミの皆様のお理解も大変重要だと思いますので、この点につきましても、十分な情報発信をお願いしたい。これはお願いであります。

次に、3点ほど質問というか、聞いてみたい点がございます。

今の点にも関係するのですけれども、保護司である方の家族の不安解消、安全確保に関する対策の説明が資料に含まれていたと思いますが、これから保護司になっていただくという方々、私どもは保護司候補者と呼んでいます、そういった方々に対して、どのような対応をこれからはさっていくのか、保護司数は依然として減少しているように見受けられますけれども、そのための対策として、どのようなことを今後具体的に実行していく予定なのかについて、お聞きしたいと存じます。

特に、私は保護司2年生ですけれども、地元で保護司になってみようかなという方々にお会いする機会が複数回あったのですけれども、保護司候補者の家族の不安感というか、よく分からないという不安、その気持ちは相当強いように感じる場面が多々ございました。保護司候補者の家族への働き掛けを含めた対応が必要だと痛感しております。

もう一つは、同じく保護司に関する事項でございます。

保護司である方々の不安解消、安全確保に関する対策の資料をお読みしますと、担当保護司の複数指名の積極的運用、保護観察官による直接的関与の強化、地域における保護司への相談支援を始めとする地域ごとの取組強化といったような御説明がございました。大変に重要なことだと考えております。

言うまでもなく、保護司と保護観察官の協働態勢は、我が国の更生保護、社会内処遇の根幹であると私自身強く認識しているところでございますけれども、現在の組織体制、具体的には、各更生保護官署の組織体制で、今の御説明のことを十分に行うことは難しいのではないかとというのが私の率直な感想でありまして、組織体制のより一層の充実強化が図られなければならないと感じています。このことを前提として、保護司を複数指名する場合の役割や、地域援助を進めていくといった取組を考えますと、保護観察官のスキルといいますか、これまでのケースに対する臨床スキルにとどまらない、広範なスキルが必要であるという気がいたします。

例えば、ファシリテーションスキル、あるいはアウトリーチを進めるスキル、様々なスキ

ルが必要不可欠だと考える次第でございます。このようなスキルを身につけるための研修やOJT、育成方策について、今後どうしていくのかといったことを伺えればと思う次第でございます。

最後に、先ほどの川出委員の御質問とつながるのかもしれませんが、法務省から保護観察付執行猶予者の再処分者数について御説明がありました。その中でちょっと驚いたのですが、一部猶予も含め、保護観察付執行猶予者の数が相当減少しているのではないかと、改めて気付かされました。

私自身は、保護観察付執行猶予制度を的確に運用していくことが望まれるように感じております。法改正もありましたので、保護観察付執行猶予制度を有効に機能させるという観点からの取組も始まっているというような説明もございましたが、そのような方策を取るのであれば、保護観察付執行猶予者に対する処遇について、今後どのように運用していくのか、御見解、あるいは、何らかの対策を取られているのであれば、その状況についてもお伺いしたいということでございます。

以上、お願い1点と質問については3点でございます。

よろしく願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

続きまして、野口委員、よろしく願いいたします。

○野口委員 私が日頃、協力雇用主として考えていることを幾つか述べたいと思います。

福岡県におきましては、地域ごとに保護司会と協力雇用主の連携を今進めているところでございます。福岡県には30の更生保護サポートセンターがありまして、6年前くらいからですか、福岡保護観察所長、それから県の保護司会長が、協力雇用主の支援員を、各ブロックで2名以上任命して、そして地域のブロックで協力雇用主との連携を図っていくという取組が進められております。

協力雇用主の多くは、刑務所出所者等との適切な接し方が分かりませんので、例えば、無断欠勤や遅刻をしてしまったとき、社内での同僚とのトラブルを起こしてしまったときなど、どのような指導をしていいか分からず、悩みを抱えておられることも多いと考えられますけれども、豊富な経験をお持ちの保護司さんから、そういうことについてアドバイスをしていただけるいい機会となっております。そういうことで、この取組は全国に広がっていくとよいのではないかと考えております。

それから、昨年暮れですけれども、福岡刑務所において、4名の受刑者と私を含めた協力雇用主2社が、刑務官とともに車座になりまして、フリートークをするという機会がございました。この取組というのは、全国でも初めてだと聞きましたけれども、私からも、協力雇用主の立場からいろいろとお話をさせていただきましたが、何より、受刑者から日々感じていることとか出所後にやりたいことなど、いろいろな考えを聞くことができ、貴重な経験になりました。

それから、刑務所出所者等が協力雇用主の下で継続的に就労するために、矯正施設在所中、あるいは社会内においても、就労の合間に社会人としてのマナーや対人スキルのような教育プログラムを行う仕組みや、自分にどんな仕事に向いているか分からないというような者には、様々な職種での就労体験をさせることにより適職を見つけるというような仕組みについて、検討していただけるように期待しております。

また、高齢や障害のある刑務所出所者は、今増加傾向にあると認識しておりますが、協力雇用主の中でも、例えば、就労継続支援A型などの事業所があると思いますが、今後は、高齢や障害のある方を受け入れてくださる、そのような事業所が増えていくことを望みます。そのために、国は、高齢や障害のある方を受け入れてくださる事業主の確保、それから業種の拡大のために働き掛けを強化していただくとともに、受入れ事業所の支援策の充実に取り組んでいただけたらと思っております。

少し、協力雇用主としての要望・意見ということとは外れますが、昨年、丸善雄松堂株式会社と法務省保護局の共催によりまして、東京都内で開催された産官学連携再犯防止推進安全・安心な社会を目指すシンポジウムで、手前みそですけれども、弊社野口石油のこれまでの協力雇用主としての取組について、講演をさせていただく機会がございました。

このシンポジウムでは、企業や地方自治体などを対象に、我々協力雇用主や保護司会、それからBBS会の学生などが、再犯防止に向けた取組を紹介するという初めての試みでございましたが、私たち協力雇用主は多くが中小企業であるところ、丸善雄松堂のような大企業が、企業の行う社会貢献活動の一環として、出所者の雇用だけにとどまらず、シンポジウムのような広報啓発活動や保護司活動のための面接場所の確保、更生保護施設などの食材等の提供など、もっと再犯防止の取組に関わってもらえるように、国は働き掛けを行っていただきたいと感じております。

以上が私が日頃取組の中で感じていることであります。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 どうもありがとうございました。

続きまして、松田委員からお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○松田委員 御説明ありがとうございました。

私からは5点申し上げたいと思います。

1点目は、第二次計画の施策番号18、受刑者等の親族等に対する支援についてです。

再犯防止推進白書を拝見いたしますと、矯正では少年院の保護者会が活発に行われていて、保護観察所では、規制薬物等に対する依存がある人について、引受人家族会を実施されているようです。犯罪者等の家族になるということは、誰もがそう経験をするものではありませんので、こうした相談ができる体制というのは、悩みを抱えて孤立することを防ぐ、よい取組だと思います。是非、その他の犯罪類型にも対象を広げていただきたいと思いました。

刑事施設について言えば、私は、現在、拘置所で篤志面接活動をしているんですけども、面接の中で聞く限りでも、親御さんや親族の方に、経済的あるいは精神的な困り事があるように拝察されます。刑事施設では、保護者会とか家族会というのは余り考えにくいんですけども、例えば、面会待合室に再犯防止推進施策の簡単なパンフレットなどを置いて、受刑者にどのような支援があるかを知らせることで、家族に、自分たちだけで抱えなくてもいいと伝えることは有用ではないかと考えます。将来的には、引受人とか家族に対して、施設の福祉専門官などが、個別に相談に乗るようなことも考えてはどうかと思っております。

日本では、犯罪加害者家族への支援が、諸外国に比べて十分とは言えないように思っております。その意味も含めて、受刑者の親族等への支援に一層取り組んでいただけたらと思っております。

2点目は、第二次計画の施策番号27に関するものです。

本計画作成の際の現状認識として共有されたとおり、福祉支援につきましては、支援者側のアセスメントで、これがリスクだ、これが問題だ、といった事柄とか、こういう方針でこうしたサービスがいいといった働き掛けを、はい、そうですねと受け入れる人ばかりではないように思います。

長崎刑務所のモデル事業について、出所者等へのインタビューで、ほかの刑務所にいたときに比べて障害受容が進んだと、それは手厚く話を聞いてくれたからだと思うといった趣旨の回答があったということをお伺いしました。高齢や障害のある受刑者にとっては、まず自分の状況をよく理解して、自分に必要な支援を活用する動機付けがされるということが、一番大事だろうと思っております。

そのためには、例えば、長崎刑務所のモデル事業のように、個別にじっくり話を聞いて、自己理解を促して、支援を求める動機付けを図るためのマンパワーの増強とか、用意できる福祉的支援について分かりやすい視聴覚資材の開発とか、あるいは少年院では既にモデル事業として試行しておられるということですが、刑事施設においても、従来、出所を境に区切られてしまう施設内と社会内という2つの人間関係をクロスオーバーさせて、双方に担当者が行き来して、受刑者や出所者の支援に協働して当たるという試みはどうかと考えます。

当人と外部の支援組織の方々との間に顔の見える人間関係というつながりをつくっておくことは、当事者を物理的にも抱えている矯正施設ならではのことだと思えます。

再犯防止推進の取組の中で、矯正施設は、その在所者にとってハブの役割を果たすことが可能な場だと思えます。当人の動機付け、当人と関係者、あるいは関係者同士の顔の見える関係づくりに、一層取り組んでいただけたらと思っております。

3点目は、第二次計画の施策番号93との関連で、今後とも、出所・出院者への面接調査等を是非実施していただきたいということです。

先ほども申しましたが、長崎刑務所の処遇モデルについて、出所者等へのインタビュー調査をされたということですが、そうした調査は、今までやってみたいなと思ってもなかなかできなかったことで、今回の調査は、本当に貴重な第一歩だと思っております。出所・出院者や刑事司法手続を離れた人に対するインタビューや調査などには、様々な配慮や困難があるということは十分承知しておりますけれども、再犯防止推進施策の多くがサービスの提供でありますので、その効果検証には、その利用者である犯罪や非行した人たちからのフィードバックは不可欠だと考えます。

海外では、刑事司法手続を離れた人も含めて、立ち直りに関してインタビューを基にした研究が多くございます。是非専門家の知見を集めて、できるところから取り組んでいただけたらと思っております。

4点目は、広報啓発活動の推進についてです。

先ほど、オンラインで参加されている野口委員のビデオの背景に、社明運動のポスターが映っておりましてけれども、社明運動のキャッチフレーズ、今年度から変わったと伺いましたけれども、これに私は、大変感銘を受けました。そのキャッチフレーズは「想う、ときには足をとめ。」、「私たちの「待つ時間」は、きっと誰かの「変わっていく時間」。」というものでありました。

先月末の社明運動中央推進委員会での御説明によりますと、更生保護ボランティアの方々

が、立ち直ろうとする人に希望を見いだして、その立ち直りを信じて待つ、タイム・ウィズ・ホープという言葉も紹介されておりました。その「待つ時間」というのは、人が変わっていく時間で、ボランティアの方々にとっては、人を信じて寄り添う時間として、ポジティブな時間であるという御説明でした。デシスタンス研究を持ち出すまでもなく、犯罪や非行からの立ち直りは、右肩上がりに、一直線に、すいすい行くものではなくて、行きつ戻りつ、ジグザグの道のりでありますので、その点に思いを致して、希望を持って待つ人の存在というのは、立ち直ろうとする人にとって大きな支えになると思います。

伺いますと、この社明運動のキャッチフレーズは、更生保護ボランティアの存在をより強く打ち出すためのものだという御説明でしたけれども、是非それにとどまらず、このキャッチフレーズに込めた意味を、来年度も様々な啓発活動をなさると思いますので、広く周知していただけたらと思っております。私ども篤志面接委員も、各地でこの運動に参加したいと思っております。

最後に、ちょっと戻るんですけども、施策番号6番の資格制限等の見直しについてです。

この問題は、検討過程の全てを公表するわけにはきっといかないものだろうと思っておりますので、余り御報告とかお伺いしたことがないんですけども、再犯防止を推進する上でいずれは行き当たる問題ですし、犯罪や非行をした人の再統合について、一般社会がどれほど受け入れてくれているかという、ある意味指標にもなるものだと考えております。できるところからでよいので、見直しが進むことを願っております。

以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

続きまして、松本委員、よろしく願いいたします。

○松本委員 全国保護司連盟の副理事をしております松本でございます。

昨年、保護司が組織として活動する上で、自治体との連携に関して御意見させていただいたんですけども、皆さんそれぞれ前に進んでいただいていると感じています。

私は、東京都の一保護司であり、東京都の保護司を代表する立場に就いていることもあり、保護司から意見を聞くことがたくさんあります。国が進める再犯防止の取組について、評価する意見もあれば、まだ十分ではないといった意見もあるわけですが、個人的には、国が再犯防止の取組を推進することで、我々保護司の活動に対し、地方公共団体を始め、地域社会の理解と協力が寄せられるようになったことは、有り難いことだと率直に感じております。

また、昨年10月に取りまとめられました持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会の報告書に盛り込まれた施策について、多岐にわたる内容ではありますが、丁寧かつ速やかに取り組んでいただきたいと思っております。

また、昨年5月に先ほどからお話ございますけれども、滋賀県の大津市で保護司が亡くなった事件に対しても、衝撃は大変大きなものであることから、自宅以外の面接場所の確保を始めとした、保護司が安心して活動できる環境の整備に取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、保護司の活動に伴う持ち出しを解消することは、保護司を続けやすくするためにも、また新しく保護司になっていただくためにも、大変これは重要だと思っております。保護司の持ち出しが解消されるよう、国としてもしっかりと支援を充実していただきたいと思っております。

さらに、先の検討会では、保護司の使命や具備条件などについて、保護司法の改正も視野に入れた議論が行われました。保護司法は、我々保護司にとって基本法でありますので、法務省において、報告書を踏まえて、速やかに法改正を進めてほしいと思っております。

最後に、更生保護の活動には、地域住民の理解と協力が不可欠であり、そのために、国においても、一層国民の理解を得るための広報啓発活動に努めていただきたいと思いますと思っております。

以上、保護司からの報告でございました。

ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございました。

宮田委員、よろしく願いいたします。

○宮田委員 私は意見を紙で提出いたしましたので、そこに記載していないことを話します。

刑務所において、今、新しい様々な取組がされています。新しい取組についての効果検証についてお伺いしたいと考えております。

以下要望です。そのような取組は、比較的若い初犯者への対策が中心です。私は今、府中刑務所の視察委員をしておりますが、言葉は悪いですがけれども、何度も犯罪してしまう人は、手は掛かります。しかし、手を掛けることによって、立ち直りを図ることができると思いません。

刑務所の職員の方たちが、この計画などによって、社会からの期待が非常に大きくなっている中、非常に多忙な勤務をしながら、更なる負担が大きくなっている実情があると思えます。刑務所の職員の方たちの負担を軽くして、活動しやすい環境を整備する方策についてお考えいただき、手が掛かる人に手を掛けていただきたいと常々感じているところでございます。それが1点目です。

2つ目です。広報啓発活動についてです。

再犯防止推進白書は、一番最初の白書が鉄拳のイラストで始まったり、ほかの白書に比べると、読みやすく砕けた表現であって、非常に良いと思っておりますが、もっともっと取組などについての具体的な御紹介をいただけないでしょうか。松田委員がおっしゃった出所者へのインタビュー調査にも関連しますが、立ち直ることができた当事者、あるいはできなかった当事者の、自分への働き掛けへの評価であるとか、こういうようなものももっとあったら更に助かったということなどについても、もっと具体的に御紹介していただけると有り難いと感じます。

そして、3つ目ですが、文部科学省の非行防止の活動など、とても重要だと思うのですが、若い方たちを見ていると、常識や道徳が完璧に崩壊しているのを感じます。常識の崩壊の一例ですが、小笠原では雨は降っているけれども、東京は天気いいよねという天気の話になったとき、小笠原諸島とはどこですか、という質問をした高校生がいました。高校にきちんと進学できています。何で万引きしちゃいけないのかと尋ねると、後で金を払えばいいだろう、店は保険に入っているだろう、と答える若い方もいますし、SNS等で安易に犯罪に加担する人が増えていることは、この辺りに関係すると思えます。

警察で少年への支援をしていたカウンセラーが、今から30年以上前におっしゃっていたことですが、中学生に対して、「万引きをしてもいいと思うか。」という意識調査を行ったところ、不良の子は万引きしてもいいという回答の数が多くて、普通の子はそんなことは許

されないという回答をして、有意差があったが、その10年後である最近、同じように意識調査を行ったところ、その有意差が縮まったという話を聞きました。その後、更に、普通の子とそうではない子の遵法意識が、紙一重になっているという仮説が成り立ちます。

これは、学校教育の問題だけではなく、貧困家庭や片親家庭などへの支援なども含めた、家族に対する幅広い支援などの総合的政策によって、遵法意識、道德感情、常識などを涵養していく必要があると思われ、文部科学省1人ではどうしようもならない、厚生労働省などの協力が必要な問題であると思います。

犯罪をした人の対応以上に、子どもや家庭への政策には、こども家庭庁ができたとはいえ、様々な省庁、部署が横串、相互に協力しながら活動しなければならないと実感しています。

4つ目。自治体の保護司会を担当している部署は福祉の部署であることが多いと思うのですが、そのような部署はともかく、ほかの部署の方は、再犯防止推進計画というのがあるんだ、へえ、でošimaiとなっている印象があります。自治体の中の部署相互の政策を横串すれば非常に効果が上がるはずのところ、罪を犯した人に、手を差し伸べてくれるような動きがあればいいのですが、計画があってもそういう動きのなさに対して、私たちが何ができるのか考えなければならないと思います。

そして、5つ目。何より前に、まず我々刑事司法に関わる者が考えなければならない問題として、最近特に、犯罪を重罰化すればいい、言い渡す刑が重ければいいという方向に進んでおり、司法はそのような安易な考えで臨んでもよいのかと感じます。先ほど、幸島委員から、保護観察付執行猶予の言渡し件数が減っているという御指摘がありました。社会の中で立ち直れる人には、保護観察付きの執行猶予でチャンスを与えるのだ、そういう寛容さが、司法の中ですら失われているというのは、非常に大きな問題なのではないかと思っています。もちろん、弁護士にも、薬物事案は絶対執行猶予がつくから楽に金が取れる事件と考える、事件を起こした人への立ち直りに理解のない人もいますから弁護士会でも啓発・研修を充実させるなどが必要と考えます。

また、検察官に、再犯防止のためにこんなことができるじゃないかと持ち掛けても、「この人は実刑事案ですから、そんなこと考えなくていいと思います。」と、ぱんとはねられる場合もあります。この問題について、罪を犯した人一人一人が立ち直るために刑事司法があるのだという認識を、全ての法曹が一つにする必要があるのではないかと思います。

長くなりましたが、以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

村木委員、よろしく願いいたします。

○村木委員 まず、1点目ですけれども、最初に御礼を申し上げたいと思います。

取り組む自治体の数が本当に増えて、有り難いなと思っています。関東で再犯防止をテーマにしたシンポジウムにも出席させていただきましたが、自治体の事例発表も本当にいいものが多くて、どこが担当になるのかと押し付け合っていた数年前を思うと、隔世の感がありまして、本当にここまで努力していただいてありがとうございます。

まだ基礎自治体は取り組んでいないところもありますので、是非自治体をプッシュして、それから、いい自治体の取組を是非横に広げて、自治体の取組を広げて深めていってほしいと思います。これが1点目です。

それから、2つ目は皆さんからも出ましたけれども、この検討会やこの法律が始まって一

番最初のときの我々の共通認識として、こんなに犯罪が減っているのに再犯は全然減ってないじゃないかというデータを見て、実態に気付くということがあったと思います。その意味では、白書もあって、データを取ることに努力していただいていますけれども、川出委員からもありましたし、宮田委員の文書にも出ていますけれども、データをしっかり取って、何が効果があって、実態がどうなっているというのを見ながら進めていけたら面白いと思います。宮田委員の罪名別の再入率とか、それも大変面白いと思います。

その中で、入口支援が、まだ各検察庁それぞれで工夫してやっているのですが、全体の統計は取りにくいと思うんですけれども、それだからこそ、どういうことをやっていて、何をやったところは効果があったとか、なかったとか、そういうことを見ていくことで、入口支援の制度がちゃんと進んでくる、全国でやれる共通のものになっていくということなので、是非入口支援のところも含めてデータを取って、それから松田委員が言われたように、インタビューとか追跡調査とか、そういうことを是非やっていただきたいと思います。それが2つ目です。

それから、3つ目は、拘禁刑になったというのはものすごく大きなことなのだろうと素人の私でも分かるんですけれども、それによって、拘置所の中がどう変わり、刑務所の中がどう変わり、それが我々がやっている再犯防止にどういう影響があるのか、連携がどう変わるのかというのは、とても大事なところだと思って、そこはまたお話も聞きたいですし、整理をしていただいて、再犯防止推進計画は5年間の計画期間ですけれども、これだけ大きな刑法改正があったわけですから、もし影響があって変えなきゃいけないものがあれば、途中で変えてもいいと思うんですね。そこは、拘禁刑になったことが生きるような形で、再犯防止推進計画の方も受け止めることができれば、すごくいいなというふうに思います。

それから、4番目は居住支援なんですけど、保護司さんもいろいろ努力していただいています。実際には、住宅確保要配慮者に出所者も含まれるというような形に各自治体でなっているかどうか、ちょっと心配なところもあるんですが、関係者ができることとしては、まず、国土交通省で一生懸命やられている居住支援の協議会に司法関係者が入っていくことだと思いますので、そこに入って行って、現場でしっかり一緒に議論ができるような体制を是非作っていただければと思います。帰る場所があるというのは、住む場所があるというのは基本になりますので、ここはまたこの場でも議論をしたり、中身をもっと充実していければいいと思います。

それから、最後5番目ですが、これは法務省の予算のことがよく分かってないので、もしこんなことができたという単なる提案なんですけど、例えば、農福連携とか居住支援とか、他省庁の取組を参考にして、法務省としても、どんどん、新しくこういうことをやってみたいというアイデアが出てくると思うんですね。

長崎の刑務所とか、大阪の刑務所とか、札幌の刑務所でやっているような大きなプロジェクトはもちろんなんですけれども、いろいろな試みをする方法として、厚生労働省では厚生科学研究という研究費の枠があって、その中でテーマを変えて今これをやったらいいんじゃないかなと思うことは、実践の場所と研究者と行政官とみんな集まって、研究しながら、モデル事業でやってみるというのがあるんですが、法務省はいつも多分予算取るのを苦労しておられるので、一回うんと苦労して研究費の枠を取れば、テーマを2つか3つできる枠が取れば、大事だと思う点を順番にその中で取り扱っていけるということが出来ますので、

そんなことも含めて、現場の実践は何よりも大事なので、モデル事業と、そこに学者さんや行政が協力して政策につながるようなものを研究していくということができたらすごくいいかなと思いました。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

有識者委員の皆様からの御意見に関しては以上になります。貴重な御意見ありがとうございました。

皆様からの御提案について、お答えをしていきたいと思っておりますが、整理の仕方として、御意見を頂戴した先生方の順に、各省庁から回答をお願いしたいと思います。

まず、川出委員から頂いた入口支援に関する御意見に関して、刑事局からいかがでしょうか。

○法務省刑事局総務課長 刑事局でございます。川出委員から頂いた入口支援に関する御意見について、御回答いたします。

御指摘にありましたとおり、保護観察付執行猶予につきましては、何しろ本年6月には執行猶予制度の拡充が施行されるという状況もございますので、こういったことを踏まえて、しっかりと検察に検討していただきたいと思っておりますが、併せて、実際に提供されるプログラムの有用性、どういった方に取り組みられているのかというところを検察も把握することが重要でございますので、現在、保護局とも協議を進めております。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

成果指標、データの取り方について、川出委員、宮田委員、村木委員からも御質問がありました。データの取り方についてはいろいろあるかと思っておりますが、この点、秘書課からまとめて回答させていただきます。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 秘書課でございます。どうもありがとうございました。

調査の指標の在り方やデータの取り方、効果検証の分析手法、様々な手法を提案していただきましたが、役所の者では思いも至らない貴重な御示唆だというふうに承知しております。

定点観測も必要であるものの、今後、効果検証のための手法、そういったものを有識者委員皆様の御指導を賜りながら、関係機関ともしっかり協議して、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

川出委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。先に進めたいと思います。

幸島委員から、保護局に対して幾つか御質問あったかと思っておりますけれども、保護局いかがでしょうか。

○法務省保護局更生保護振興課長 法務省保護局でございます。御質問を頂きありがとうございます。

保護司候補者や現在保護司である方、あるいはその御家族を対象として、保護司の安定的な確保に努めているところです。現在保護司として活動して下さっている方々の安全確保については、自宅以外の面接場所の確保や複数指名制の積極的な活用などの体制整備を着実に実施していくこととしておりまして、こうした対応によって、これから保護司になってい

ただく方の不安の解消にも努めてまいります。

また、これから保護司になってもいいと考えていただいている候補者の方や、あるいはその御家族の中に、不安を感じていらっしゃる方がおられれば、丁寧に説明していくとともに、希望される方については、保護司活動インターンシップや保護司セミナーに御参加いただくなどして、保護司活動への理解を深めていただけるよう努めてまいります。

○**法務省保護局総務課長** 幸島委員からの御意見の中で、保護観察官のスキル向上についてお話がありました。保護観察官が保護司を複数指名する場合の役割等の調整や、更生保護に関する地域援助を推進する場合の関係機関等との調整を適切に行っていくためには、御指摘を頂いたような広範なスキルを身につけていくことが必要と認識しております。

この点、令和6年度から新たに更生保護に関する地域援助研修を実施することとしたほか、保護観察官を対象とした各種研修において、こうしたスキルの<sup>かん</sup>涵養に資する講義や演習等を実施しているところですので、引き続き研修等の充実を図ってまいります。

また、保護観察付執行猶予者に対する処遇についてお話がありました。保護局としては、保護観察付全部執行猶予者の保護観察強化に向けた試行を実施していますが、これに限らず、再犯防止推進計画に盛り込まれた各施策に取り組み、保護観察処遇の一層の充実に努めてまいります。加えて、現在、保護観察所では、裁判所との連絡協議会等の機会をとらえて、保護観察処遇として実施している各施策の内容やその効果等について説明を行っているところですので。こうした取組を通じて、保護観察処遇による改善更生が期待できる者が適切に保護観察に付されるよう、引き続き努めてまいります。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 関連して、松本委員から御意見がありました。保護司の持ち出しの関係や実費弁償金の仕組みについても、保護局から御説明をお願いいたします。

○**法務省保護局更生保護振興課長** 検討会の報告書におきましても、実費弁償金の充実に取り組んでいくこととされているところです。どういったところでどれほどの持ち出しがあるのか、実態を更に細かく調査した上で、どうすれば少しでも持ち出しを解消していけるのかを考え、要求も執行も併せて、保護司の皆様の負担を少しでも軽減していくために力を尽くしていきたいと考えておりますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 幸島委員、松本委員このような回答でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、野口委員から頂きました御意見で、協力雇用主の関係でありますとか、あるいは丸善のような大企業との取組についても、保護局から御説明をお願いいたします。

○**法務省保護局更生保護振興課長** 野口委員、御質問、御指摘ありがとうございます。

野口委員がおっしゃっていただきましたように、昨年は丸善雄松堂が中心となって再犯防止に関するシンポジウムを開催をしていただいたわけですがけれども、我々としても、多くの企業、協力雇用主となつていただいている中小企業だけではなくて、大きな企業にも、更生保護に対する御理解と御協力を頂くことは非常に有り難く、また重要なことだと考えております。

野口委員が御指摘になったとおり、大きな企業には単に協力雇用主となっていただくだけではなく、例えば保護司の活動支援、面接場所の提供とか、従業員が保護司になった場合に、例えばボランティア休暇の使用ができるようにするとか、あるいは更生保護施設に対するいろいろな日用品の提供とか、こういったことも含めて、多くの企業から御協力を頂けるように、いろいろな企業に御相談をし、お願いをしているところです。

少しずつではありますけれども、具体的な協力を御提案くださる企業も出てきておりますので、期待していただけたらと思います。

よろしく願いいたします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

矯正施設での就労体験について、野口委員から御意見を頂戴しましたので、矯正局よろしく願いいたします。

○法務省矯正局更生支援管理官 矯正局でございます。

野口委員、就労準備指導への御協力ありがとうございます。

就労の継続に当たって、ビジネスマナーや社会スキルの向上、また就労体験などが必要という点につきましては、野口委員御指摘のとおりでございまして、そういった点も充実させるように進めてまいりたいと思っております。

また、野口委員から、高齢の受刑者や障害を有する受刑者が増加している中での就労支援についての御示唆を頂きました。

御指摘のとおり、一般求人のみならず、就労継続支援A型・B型の事業所であったり、また障害者雇用に努めている企業との連携も必要と思っております、これは施策番号15に関連するところですが、そういう企業とのネットワークを持っている就労移行支援事業者と厚生労働省にも参加していただきながら、矯正局としても協議を進めております。こういった点の充実化にも努めてまいりたいと思います。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 野口委員、今のような回答でよろしいでしょうか。

貴重な御意見ありがとうございました。

続きまして、松田委員からは矯正関連での御意見を多数頂戴しましたが、家族への支援の在り方であるとか、受刑者への調査等につきましては、矯正局いかがでしょうか。

○法務省矯正局更生支援管理官 松田委員から御指摘、御質問を頂きました点でございますが、例えば、例示していただきました面会待合室に再犯防止関係のリーフレットを置くといった支援が必要な人に必要な情報が届くような、そういった支援の在り方を矯正局としても考えてまいりたいと思います。

また、福祉的支援について、障害受容や自己理解、支援を受ける動機付けなどが重要ということはお指摘のとおりでございまして、長崎刑務所での知的障害受刑者に対する処遇・支援モデル事業では、そういった点の取組も進めております。また、施設内と社会内双方の支援者で協働して支援に当たることが重要だという点につきましては、出所時の支援に当たってのケース会議には、施設の福祉専門官のみならず、地域生活定着支援センターの支援担当者等にも参加していただく形で進めております。

出所者のインタビュー調査のことで御指摘を頂きましたが、出所時に同意書を取得するようにいたしまして、なお、このときには、障害のある人ですから、同意の任意性に関しまして、専門家のアドバイスも頂きながら配慮し、出所後のコンタクトの仕方についても、工夫

をしながら進めております。

3つのモデル事業いずれにつきましても、そういう形で効果検証を進めていくようにしております。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

松田委員からは、広報啓発の関係と資格制限の関係についても御意見を頂いたと思います。広報啓発や社明運動の関係については保護局から、資格制限の関係については秘書課からお答えさせていただきます。

○**法務省保護局更生保護振興課長** 松田委員にはお礼を申し上げたいと思います。

社会を明るくする運動のキャッチコピーについて、そんなふうにお感じくださったということ、本当に嬉しく思います。紆余曲折を経ながら、時には失敗をしながら、少しずつ、少しずつ変わっていく、それを希望を持って待ち続けてくれる人がいるということの存在の大切さ、更生保護ボランティアの方々の方々の大切さを全面的に訴えていくという趣旨でございます。

今年も引き続き、同じ趣旨で運動を展開してまいりたいと思うんですけれども、松田委員から更生保護ボランティアの存在を訴えていくにとどまらず、更生保護の趣旨を広く訴えていく努力をしていただきたいという御指摘を頂きました。応援として受け止めさせていただきました。本当にありがとうございます。頑張っていきたいと思います。

○**法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長** ありがとうございます。

資格制限に関しまして、御指摘どうもありがとうございます。

令和5年3月に、前科による資格制限の在り方に関する検討ワーキンググループ、こちらの検討結果が取りまとめられて、この取りまとめ結果に基づきまして、法務省から各省庁に対して、前科による資格制限の在り方等の見直しについての検討を依頼したところでございます。そして、昨年9月でございますけれども、各省庁に対して、検討状況について照会をさせていただきました。

ただ、その時点におきましては、何らかの見直しを行ったという省庁はまだ確認できていないという状況でございます。今後も各省庁の検討状況をしっかりとフォローアップしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 松田委員、よろしいでしょうか。

○**松田委員** 結構です。

ありがとうございました。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 続きまして、宮田委員から、資料も含めて御意見を頂いていますが、この場で頂いた御意見に対して、この場で回答させていければと思いますけれども、最初に刑務所職員の負担軽減につきまして、矯正局からお答えいただければと思います。

○**法務省矯正局更生支援管理官** 処遇が難しい受刑者に対して重点的に処遇を進めるに当たって、職員の負担軽減を図っていく必要があるということは委員御指摘のとおりでございます。矯正局では拘禁刑の施行に向けた体制の整備を進めておりますし、また、一昨年ございました受刑者に対する暴行・不適正処遇の事案を踏まえた組織風土の変革も進めておまして、こういった取組の中で、職員が処遇に重点的に取り組めるような環境整備に努めてまいりたいと思っております。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 宮田委員からは白書の関係についても御指摘を頂きました。こちらは秘書課からお答えさせていただきます。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 広報啓発の1つの方法として、再犯防止推進白書を取り上げていただきましてありがとうございます。

表紙の絵を選ぶにあたって、一人でも多くの皆様に手に取っていただきたいということを考えて、喧々諤々した議論の結果でございまして、装丁に関しても取り上げていただいたことは光栄に存じます。

また、国民の皆さんにお読みいただきたいという思いを込めまして、例えば、白書に関しましては、コラムで、民間協力者の方々の活躍に関する部分を入れたりしてございますほか、今回の特集に関しましては、犯罪を繰り返したものの、その後、地域の中で支援を受けて、社会復帰を果たした当事者の方と、その支援をしてくださった方々へのインタビュー等を掲載しております。

今後、国民の皆様にも再犯防止への御関心・御理解等を深めていただくという観点から、しっかりと白書の内容を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 宮田委員からは、道徳教育に関してのお話を頂きました。文部科学省に限る話ではないのかとも思いますが、何か今ここで話してできることがあればお願いできますでしょうか。

○文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導調査官 文部科学省初等中等教育局の池田と申します。

まず、宮田委員、御指摘誠にありがとうございました。

高校における道徳教育については、例えば、公民の中の公共という中で法や規範の意義について、理解をすることとされているところでございまして、また、その前の段階として小学校、中学校でも児童生徒の発達の段階等に応じて、道徳教育を推進しているところでございます。

例えば、小学校の低学年においては、善悪を判断し、してはならないことということを理解するというようなことや、例えば高学年であれば、法や決まりの意義を理解して進んでやることというような形で指導内容を重点化して実施しているところでございます。

御指摘等も含めまして、引き続き道徳教育について推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

宮田委員、現時点でこのようなお答えでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、村木委員から御意見を頂きました関係で、自治体への働き掛けといった点、この点について秘書課からお答えさせていただきます。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 秘書課でございます。御指摘ありがとうございます。

第二次計画における重点課題の一つに地域による包摂の推進ということがございまして、法務省としましても、この課題をしっかりと進めていかなければいけないと認識してございます。

秘書課としましては、例えば、地方において、ブロック協議会という形で、再犯防止に関する取組の進捗状況を地方公共団体から聞き取りをさせていただいたり、あるいは国としてどのようなことを考えているかということアナウンスさせていただいたりしておりまして、さらには、全国会議も開催しまして、その取組に関して共有を図っているという状況でございます。また、好事例と考えられるような事例に関しましては、法務省のホームページなどで共有をさせていただいて、地方公共団体の皆さんの取組の推進に役立つように心掛けてございます。

引き続き、地域による包摂、これを推進していくために様々な課題を乗り越えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 村木委員からは、拘禁刑についてもお言葉を頂きましたけれども、令和7年6月には施行されるということもありますので、この点につきまして、矯正局から一言頂ければと思います。

○**法務省矯正局更生支援管理官** 村木委員から御指摘のとおり、再犯防止に効果が出てくる取組にしていかなければなりませんので、これに沿った方向となるように、特性に応じた処遇・社会復帰支援に向けた体制整備を進めてまいりたいと思います。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 村木委員からは、居住支援の関係でも御意見を頂きましたが、この点について、国土交通省、いかがでしょうか。

○**国土交通省住宅局住宅戦略官**

居住支援協議会に司法関係者が参画していくことが大切ではないかという御指摘だったかと思えます。

これについては、居住支援協議会自体は、法律に基づきまして、地方公共団体、居住支援法人、宅地建物取引業者等、その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者が参加者とされていまして、また、各協議会判断によって参加者を加えることができると考えられますが、御指摘も踏まえて、今後の方向性について検討していきたいと思えます。

以上です。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

最後に、村木委員から予算の関係の御意見も頂きました。

この点、秘書課から取りまとめる形でお答えさせていただきたいと思えます。

○**法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長** 秘書課でございます。

御指摘ありがとうございます。

法務省は予算取りに日々苦勞しておりまして、有識者委員の皆様から様々な御指導を、引き続き頂戴したいというふうに考えているところでございます。

再犯防止、様々な観点から進めなければいけないということもございまして、国、地方公共団体、民間協力者が一体となってその施策に取り組んでいるところでございます。法務省といたしましては、引き続き、関係省庁、地方公共団体、民間協力者の連携をこれまで以上に進めていきたいと思っておりまして、そのために御指摘のありましたモデル事業のようなもの、政策展開ができるものがあるかないかということも含めて、しっかりと協議し、検討してまいりたいと考えてございます。

どうもありがとうございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 村木委員、現時点でこのようなお答えでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

改めまして、貴重な御意見を本当にありがとうございました。

ここでお答えさせていただいたこともございますが、これからの施策で、皆様の御意見をどうやって反映し、きちんと施策を進めていけるかということが重要だと思いますので、この御意見を踏まえて、我々としても、しっかりと施策を進めてまいりたいと考えております。改めまして、ありがとうございました。

また、本日頂戴した御意見、御質問に対して、皆様にお答えできていなかったところがあるかもしれませんが、各省庁から御説明できなかったものについては、事務局で整理した上で、個別に御説明させていただきたいと思っております。

以上をもちまして、令和6年度再犯防止推進計画等検討会を終了したいと思います。

—了—